

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 21 日から 39 年 4 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年8か月後の昭和42年11月27日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年11月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後のB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることから、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月1日から32年11月21日まで  
② 昭和32年11月21日から35年5月25日まで

A社及びB社（現在は、C社）に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後に支給決定されたこととなっているほか、B社の当時の事務担当者は、脱退手当金の請求手続を会社が代理で行うことはなかったと証言しているなど、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、申立人の脱退手当金は、昭和36年4月10日に支給決定されたこととなっているところ、申立人は、同年4月から国民年金に加入し、その後も長期間にわたって国民年金保険料を納付しているなど、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月4日から同年12月15日まで  
② 昭和27年4月3日から同年11月25日まで

申立期間①については、船舶所有者AのB船舶に、申立期間②については、C社（B船舶の船舶所有者Aが設立）のD船舶に乗船していた。

申立期間①及び②ともに船員であった期間なので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は、申立期間①については船舶所有者AのB船舶に、申立期間②についてはC社のD船舶に乗船していたことが認められる。

しかし、B船舶の船舶所有者は既に死亡している上、C社は既に解散しており、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①及び②において、申立人が名前を覚えている同僚の多くは既に死亡しているところ、連絡先が明らかとなった申立期間②における同僚2人に照会したものの、当時の船員保険の取扱いについて証言を得られない。

さらに、申立人が一緒に乗船していたとするB船舶の同僚6人及びD船舶の同僚7人についても、申立期間①及び②における船員保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月1日から40年7月1日まで  
② 昭和62年4月2日から同年10月1日まで

A社B工場（現在は、同社C工場）に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が3万円から2万8,000円に下げられている。

また、A社D工場（現在は、同社C工場）に異動後の申立期間②の標準報酬月額が41万円から38万円に下げられている。

在職中に減給されたことは一度も無く、この標準報酬月額の記録は誤りだと思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社C工場は、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、連絡先が明らかとなった当時の社会保険事務の担当者を含む同僚5人に照会しても、申立期間①当時のA社B工場における厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

さらに、A社B工場において昭和39年10月1日に標準報酬月額を引き下げられている者が、申立人のほかにも2人確認できる。

加えて、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票に記録された申立人の標準報酬月額には遡って訂正された形跡はみられない。

申立期間②については、A社C工場から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主は、申立人の標準報酬月額をオンライン記録と同じ38万円として届け出ていることが確認できる。

また、連絡先が明らかとなった当時の社会保険事務の担当者を含む同僚4人に照会しても、申立期間②当時のA社D工場における厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

さらに、A社D工場において昭和62年4月2日に標準報酬月額を引き下げられている者が、申立人のほかにも1人確認できる。

加えて、A社D工場に係る厚生年金保険被保険者原票に記録された申立人の標準報酬月額には遡って訂正された形跡はみられない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月26日から37年3月26日まで  
A社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、請求手続を行った記憶も無いので、受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、昭和37年6月1日付けの受付印が押されており、申立人の実家の住所が記載されているほか、申立人の記名・押印も確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を厚生省（当時）から裁定した裁定庁へ昭和37年6月25日に回答したことが記載されているほか、裁定請求書の受付から約2か月後の同年7月16日に受領したことが確認できる領収書も保管されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 6 月 30 日まで  
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 10 月 20 日まで

A社及びB社（現在は、C社）に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年1月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 1 日から 34 年 2 月 26 日まで  
A社に勤務した申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているほか、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を厚生省（当時）から裁定した裁定庁へ昭和34年3月27日に回答したことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和34年5月6日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、43年5月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することにも不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から同年 9 月 3 日まで

昭和 45 年 3 月に A 社（現在は、B 社）へ入社したのに、厚生年金保険の資格取得日が同年 9 月 3 日となっている。

入社後 2 か月間は研修期間だったので、厚生年金保険被保険者資格を取得していないと思うが、昭和 45 年 5 月からは被保険者になっていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社は、当時の人事記録等の資料を保管していないと回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が明らかとなった当時の同僚 6 人に聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態について証言を得られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が自分よりも先に A 社へ入社していたとする同僚 1 人についても、申立人と同じ昭和 45 年 9 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるどころ、上記の複数の同僚のうち 2 人は、入社から資格取得までに数か月の期間があった旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。